

継続協議事項に係る幹事会提案

日 時：平成16年11月 8日
午後1時～

会 場：風連町役場 大会議室

新市の名称について(平成16年5月12日提案)

基本的協議項目	A - 3	新市の名称について
新市の名称は「 」とする。		

事務所の位置について(平成16年5月12日提案)

基本的協議項目	A - 4	事務所の位置について
1 地方自治法第4条第1項の規定により新市の事務所の位置は「 」 (現在の)とする。		
2 現風連町役場は風連庁舎、現名寄市役所を名寄庁舎と呼称する。		
3 将来の新市の事務所の位置は、地理的状况等を踏まえ、新市において改めて協議する。		

事務機構及び組織の取扱いについて(平成16年9月13日提案)

その他必要な協議項目	C - 3	事務機構及び組織の取扱いについて
1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。		
2 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」による。		
-新市における事務組織・機構の整備方針-		
ア 両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構		
イ 地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構		
ウ 住民の声を反映できる組織・機構		
エ 住民が利用しやすい組織・機構		
オ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構		
カ 簡素で効率的な組織・機構		